

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
(平成30年6月12日～同年7月11日意見募集)

【意見提出者2名】

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	「選挙運動員によるビラの投函」を頒布方法として追加して認めるべき。	選挙運動用ビラの頒布方法については、選挙運動期間における候補者間の公平性の観点から、一定の秩序を保つために、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、演説会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布に限られているものです。	無

(ほか、同旨1件)